

糸島市補助金設計書

所管課

福祉支援課

補助金名称	医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	福岡県医療的ケア児在宅レスパイト事業費補助金交付要綱 糸島市医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付要綱（令和2年度施行予定）

【長期総合計画体系】

基本目標 1 __みんなが健康で元気なまちづくり

政策 3 __障がい者福祉の推進

施策⑥ __障がい者の地域生活を支援する

1 補助の目的

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的とする。
児童福祉法第56条の6に基づき、医療的ケア児の看護に指定訪問看護ステーションを利用する家族へ、その利用に係る経費の助成を行う市町村に対し、福岡県が予算の範囲内において補助金を交付する事業

2 成果指標

事業助成金の実交付者数
3件

3 補助対象事業・補助対象者

- 補助対象事業
医療的ケア児の看護のため指定訪問看護ステーションを利用する家族に対して、利用に係る経費を助成する事業
- 補助対象者
医療的ケア児の家族

4 補助対象(外)経費

- 補助対象経費：指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護に係る費用
- 補助対象外経費：健康保険法の適用対象となる訪問看護

5 補助率・補助限度額、積算根拠

- 補助率：県1/2、市1/2
- 補助限度額：補助対象者一人につき、一年度当たり48時間を上限とする。
- 積算根拠：@7, 500円×看護を行う一日当たりの時間

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和3年度まで